

電子契約サービス導入・運用業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルにより業務の受託者の選定を行いますので、公告します。

令和6年5月7日

奈良県知事 山下 真

第1 公募型プロポーザル公告に付する事項

1 委託業務名

電子契約サービス導入・運用業務委託

2 委託業務の内容

電子契約サービスの導入及び運用

3 委託上限額

7,568,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

ただし、令和7年度以降の歳入歳出予算成立を条件としているため、予算成立状況により、受託者に支払うべき委託料が減額又は削除された場合は、委託契約の変更又は解除を行うものとする。

4 委託期間

契約締結の日から令和11年3月31日（土）まで

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

5 その他詳細は、仕様書によります。

第2 企画提案を提出する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q2役務の提供（電算業務）又はQ7役務の提供（諸サービス）に登録をしている者であること。

- (4) 過去5年間（令和元年度から令和5年度末）において、国又は地方公共団体から同種又は類似する業務を受託し、誠実に履行した実績を有するものであること。

### 第3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当するときは失格とする。

- (1) 第2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) 提案書の見積額が第1の3の委託上限額を超えるとき。
- (7) その他、不正な行為があったとき。

### 第4 参加手続等

#### 1 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課 調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号（直通） 0742-27-8908

#### 2 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付

- (1) 交付期間 令和6年5月7日（火）から同年5月21日（火）まで
- (2) 交付方法 奈良県会計局総務課のホームページからダウンロードしてください。  
ホームページアドレス <https://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12700>

#### 3 説明会の開催

実施しません。

#### 4 参加申込書及び企画提案書等の提出

2により交付する公募型プロポーザル説明書に示すところによる。

#### 5 質問の受付及び回答

2により交付する公募型プロポーザル説明書に示すところによる。

### 第5 委託事業者の選定

第4の2により交付する公募型プロポーザル説明書に示すところにより、企画提案書等の評価を行い、最も高い評価を得た提案者を委託候補者として選定する。

## 第6 その他

### 1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

### 2 本公募型プロポーザル参加に係る経費

企画提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

### 3 その他

詳細は第4の2により交付する公募型プロポーザル説明書に示すところによる。